

4 流通関係

(2) 酒類・たばこ

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
製造たばこの小売販売に係る規制 (財務省)	平成10年7月1日に実施した需給調整基準の緩和の結果を勘案し、たばこ小売販売に係る規制について、未成年者喫煙防止という社会的管理目的、零細小売業者に対する激変緩和という趣旨等との適合性に関し、中長期的にその在り方の検討を行う。	10年度以降逐次検討			<p>(財務省)</p> <p>○ たばこ小売販売に係る規制については、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされている。</p> <p>なお、平成16年6月に我が国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を締結し、同条約は平成17年2月末に発効している。</p>	

(3) アルコール専売

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
アルコール専売	アルコール専売については、中央省庁等改革に係る大綱に従って、民営化を進める。			12年度 (実施準備)	<p>(経済産業省)</p> <p>○ アルコール専売制度は平成12年度をもって廃止され、平成13年4月よりアルコール事業法(平成12年法律第36号)が施行された。また、平成17年通常国会において成立した日本アルコール産業株式会社法(平成17年法律第32号)が平成18年4月1日より施行され、専売廃止に伴う激変を緩和するための暫定措置期間が平成17年度末をもって終了した、また、平成18年4月1日にNEDOの製造部門が暫定的な特殊会社(日本アルコール産業株式会社)として設立された。</p>	